

(別 紙)

行政文書の名称	開示しないこととした部分 (不開示部分)	開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
平成17年8月19日付け死体見分調書	A 警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名及び印影	愛知県個人情報保護条例第17条第2号に該当 警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員を特定することができる情報が記録されているため。
	B 開示請求者以外の第三者の生年月日及び年齢	愛知県個人情報保護条例第17条第2号に該当 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるため。
	C 死体の状況のうち、犯罪捜査に係る着眼点、捜査手法及び関心事項がわかる部分(※1) 見分官の判断のうち犯罪捜査に係る着眼点、捜査手法及び関心事項がわかる部分(※2) 飛降現場断面図及び現場見取図	愛知県個人情報保護条例第17条第6号に該当 犯罪捜査に係る着眼点、捜査手法及び関心事項に関する情報であって、開示することにより、犯罪行為を敢行または企図する者が対抗措置や防衛措置を講じ、証拠隠滅を図る等、将来の捜査に支障が生じるおそれがあると認められるため。
平成17年6月20日付け写真撮影報告書	D 警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名及び印影	愛知県個人情報保護条例第17条第2号に該当 警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員を特定することができる情報が記録されているため。
	E 写真及び写真撮影の状況がわかる部分 (写真番号7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18)	愛知県個人情報保護条例第17条第6号に該当 犯罪捜査に係る着眼点、捜査手法及び関心事項に関する情報であって、開示することにより、犯罪行為を敢行または企図する者が対抗措置や防衛措置を講じ、証拠隠滅を図る等、将来の捜査に支障が生じるおそれがあると認められるため。

※1 平成17年8月19日付け死体見分調書に添付された死体発見(認知)及び見分結果報告6頁(6/10頁)の「死体の状況」欄の4行目「靴下等は履いておらず、」の後から同7頁(7/10頁)11行目までの部分

※2 同8頁(8/10頁)の「見分官の判断」欄の5行目「係の係員(事務吏員)であり、」の後から16行目「事件性はなく、」の前までの部分